

# 日高市教育振興基本計画

(平成28年度～平成32年度)

こころざし

わ かつ

志のある人を育み 和と活のあるまちを創る日高教育



日高市教育委員会

# 目 次

<b>第1章 総論</b>	<b>1</b>
(1) 策定の趣旨	
(2) 計画の性格	
(3) 計画の期間	
<b>第2章 前期計画の検証と今後の課題</b>	<b>3</b>
(1) 各施策における主な成果	
(2) 今後の課題	
<b>第3章 日高市教育の基本的な考え方</b>	<b>8</b>
日高市教育に関する総合的な施策の大綱	
日高市教育ビジョン	
<b>第4章 施策の展開</b>	<b>13</b>
(1) 施策の体系	14
1 確かな学力と自立する力の育成	17
2 豊かな心と健やかな体の育成	20
3 質の高い学校教育の推進	23
4 家庭・地域の教育力の向上と連携	26
5 生涯学習の振興と人権教育の推進	28
6 歴史・伝統文化の継承と芸術文化の振興	31
7 生涯スポーツの振興と健康の増進	33
(2) 指標一覧	35
<b>第5章 計画の実現に向けて</b>	<b>39</b>
(1) 市民とともに取り組む視点	
(2) 計画の進行管理	
<b>第6章 資料</b>	<b>42</b>
(1) 関係法令等	
(2) 策定の経緯	
(3) 委員名簿	
(4) 用語集	
(5) 計画策定に係る市民コメント	

文章中に\*（アスタリスク）を付けた用語等については、P45～P47で解説していますので、ご参照ください。

# 第1章 総論

## (1) 策定の趣旨

教育の機会均等を図りつつ高い教育水準を実現することにより、社会を担う豊富な人材を育成してきた教育は、戦後における日本経済の発展の基盤として、大きな役割を果たしてきました。

しかし、現在、経済のグローバル化\*、少子高齢化、情報化社会の進展、価値観の多様化など社会環境の変化の中で、家庭や地域における教育力の低下、学ぶ意欲や学力・体力の低下、いじめや人権問題、ニート\*の増加や雇用問題など多くの課題が挙げられています。

これらを解決し、すべての人が幸せに暮らすことができる社会を実現するためには、教育の振興を今まで以上に充実する必要があります。

そのためには、地域における教育の実情と課題を踏まえ、市としての教育ビジョンを示し、これに向かって市民・行政・関係機関などが共に同じ方向に歩んでいくことが大切です。また、地域の特性に応じた教育の充実と目標を定め、計画的に施策を進めることも重要です。

これらのことから、平成 23 年 3 月に日高市教育振興基本計画を策定し、市における教育全体の振興を図ってまいりました。この計画が平成 27 年度をもって終了することから、前期計画の成果を検証しながら今回の計画を策定いたしました。

なお、この計画は教育基本法第 17 条に基づくものとして国や埼玉県とともに社会全体で進める計画の一部としての性格も有しています。

更に、計画の実施後においては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき点検評価を行い、計画を常に見直すこととしています。

この計画書が、家庭・地域・学校・関係機関など社会全体として教育の振興をより一層進めていく上での道しるべとして実施されますよう皆様のご協力をお願いいたします。

### 教育基本法（抜粋）

#### （教育振興基本計画）

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

## (2) 計画の性格

この計画書は、日高市の教育分野における基本的な事項を定めたもので、次の3つの特色を持っています。

### 1 市の総合計画と整合性を持った計画書

計画年次や内容について、市のまちづくりの基本となる総合計画を踏まえた計画書となっています。

また、福祉・環境・防災などの個別計画とも連携し、目標の実現に向けて事業を実施してまいります。

### 2 市民参加による計画書

市民アンケートの実施、市民コメント\*、市民を含む策定等委員会の設置など、市民の意見等をより多く反映させた市民参加型の計画書となっています。また、施策の展開では、市民との協働の観点から「市民とともに取り組む視点」を明記しています。

### 3 国・埼玉県の教育振興基本計画を考慮した計画書

教育基本法の趣旨を踏まえ、国・埼玉県の教育振興基本計画を参考にしながら作成した計画書となっています。

## (3) 計画の期間

平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの5年間です。

## 第2章 前期計画の検証と今後の課題

- 前期計画（平成23年度～平成27年度）では、「志のある人を育み 和と活のあるまちを創る日高教育」を教育ビジョンに掲げ、7つの施策（基本方針）のもとに27の施策へと展開し、様々な事業をすすめてきました。
- 7つの施策に37の成果指標を設定し、それぞれの進捗状況を検証しています。
- 平成26年度末時点で、成果指標の達成状況は、計画策定時から目標に向けて上昇しているものが26、そのうち目標値を達成しているものが12となっています。
- 前期計画の各施策における主な取り組みを取り上げ、平成26年度までの成果とともに課題を検討します。
- 主な成果のうち、■標記は日高市総合計画でも使用している成果指標を、○標記は教育振興基本計画で使用している成果指標を表しています。

### （1）各施策における主な成果

#### 1 確かな学力と自立する力の育成

少子高齢化の進展や国内外の競争の激化等の中で、全ての子どもが社会の一員として活躍できるよう、義務教育修了までに自立して社会で生きていく基礎的な力を身に付ける取り組みを行っています。

- ・成果指標の達成状況（4指標）

- 目標に向けて上昇しているもの 4指標

- うち目標値を達成しているもの 2指標

- ・基礎学力の定着に向けて小中学校が連携し、同一学区の小中学校で合同の研修会を行うなど9年間を見通した取り組みを行いました。

#### 【主な成果】

- 基礎学力の定着に向けた小中学校の連携

- 平成21年度 1学校区 → 平成26年度 6学校区

#### 2 豊かな心と健やかな体の育成

将来を担う子どもたちが、多様な経験を通し、他者への思いやりの心や規範意識を持ち、豊かな人間性や社会性を育むための取り組みを行っています。

- ・成果指標の達成状況（6指標）

- 目標に向けて上昇しているもの 3指標

- うち目標値を達成しているもの 2指標

- ・体力の向上に向けて、児童生徒一人一人に目標を明確に持たせるために、新体力テストの結果を配布しました。

### 【主な成果】

○体力の向上に向けた小中学校の連携

平成 20 年度 1 学校区 → 平成 26 年度 6 学校区

○体力の向上（「教育に関する 3 つの達成目標」\*における「体力」の達成状況）

※新体力テストの 5 段階絶対評価で上位 3 ランク（A・B・C）の児童生徒の割合

小学校 平成 20 年度 80.1% → 平成 25 年度 78.6%

中学校 平成 20 年度 84.0% → 平成 25 年度 85.4%

## 3 質の高い学校教育の推進

地域に開かれた学校づくりを進め、地域の理解と協力の下、教職員の資質向上や教育環境の整備などにより、質の高い学校教育を実現するための取り組みを行っています。

・成果指標の達成状況（8 指標）

目標に向けて上昇しているもの 8 指標

うち目標値を達成しているもの 4 指標

・各種研修会を実施したり、研修会へ教職員を派遣するなど、教職員の資質向上に取り組みました。

### 【主な成果】

○専門性の高い教育講演会、研修会の実施（大学教授、医師等専門職を講師にした講演会や研修会への参加による資質の向上）

※教育講演会、研修会への参加者の市内小中学校教員数に対する割合

平成 20 年度 57.3% → 平成 23 年度 100% → 平成 26 年度 74.9%

○コミュニケーション能力の育成（ソーシャルスキルトレーニング研修会への参加による指導力の向上）

※研修会に参加経験のある教員の割合

小学校 平成 20 年度 12.2% → 平成 25 年度 24.3%

中学校 平成 20 年度 13.8% → 平成 25 年度 40.5%

○カウンセリングの充実（カウンセリング中級研修会への参加による資質の向上）

小学校 平成 20 年度 2.7% → 平成 25 年度 19.3%

中学校 平成 20 年度 0.9% → 平成 25 年度 24.1%

## 4 家庭・地域の教育力の向上と連携

都市化、核家族化及び地域における地縁的なつながりの希薄化等により、家庭の教育力の低下や地域での異年齢交流の低下が指摘されるなど、社会全体で家庭教育の支援を行っていくための取り組みを行っています。

- ・成果指標の達成状況（4指標）  
 目標に向けて上昇しているもの 2指標  
 うち目標値を達成しているもの 0指標
- ・放課後の小学校を安心安全な活動拠点とし、地域の人材や異学年での交流を行うこと  
 を通じて、学校、地域、家庭が連携した青少年健全育成の取り組みを行いました。

**【主な成果】**

■放課後子ども教室実施学区

平成21年度 1学区 → 平成27年度 5学区

○「ひ・まわり探検隊」の参加率

※事業終了時点での児童数に対する参加者数の割合

平成21年度 21.8% → 平成27年度 19.9%

## 5 生涯学習の振興と人権教育の推進

生涯を通じて自らを高め、心豊かな人生を送るために、身近な場所で誰もが生涯学習  
 をすることができる環境を整えるための取り組みを行っています。

- ・成果指標の達成状況（9指標）  
 目標に向けて上昇しているもの 7指標  
 うち目標値を達成しているもの 4指標
- ・市民の皆さんの人材育成を図り、習得した知識・技能を地域へ還元するための取  
 り組みを行いました。

**【主な成果】**

■生涯学習まちづくり出前講座の市民編の講師登録者数

平成21年度 57人 → 平成26年度 59人

○生涯学習まちづくり出前講座の利用回数

行政編 平成20年度 23回 → 平成26年度 29回

市民編 平成20年度 5回 → 平成26年度 12回

- ・人権が尊重される平和で豊かな社会の実現に向けて、人権問題の解決を目指すた  
 めの取り組みを行いました。

**【主な成果】**

■人権学習会・講演会の参加人数

平成21年度 960人 → 平成26年度 1,504人

- ・高齢者や障がい者が利用しやすいよう大型活字本や録音図書の充実に取り組みま  
 した。

○大型活字本の蔵書数

平成21年度 1,480点 → 平成26年度 1,798点

## 6 歴史・伝統文化の継承と芸術文化の振興

歴史的、文化的な財産を守り、郷土の歴史文化を後世に伝えていくための取り組みや、多くの市民が自ら楽しんで芸術文化活動を行うための取り組みを行っています。

### ・成果指標の達成状況（2指標）

目標に向けて上昇しているもの 0指標

うち目標値を達成しているもの 0指標

- ・郷土の偉人・風習に関する常設展示や企画展による資料の紹介など、文化財保護意識の啓発のための取り組みを行いました。

### 【主な成果】

#### ■高麗郷民俗資料館の入館者数

平成21年度 16,400人 → 平成26年度 9,587人

- ・芸術文化活動の発表の場を設けること等により、市民の自主的な活動を支援する取り組みを行いました。

### 【主な成果】

#### ■市美術展出品数・入場者数

出品数 平成21年度 253点 → 平成27年度 192点

入場者数 平成21年度 1,134人 → 平成27年度 1,157人

## 7 生涯スポーツの振興と健康の増進

生涯にわたって、健康で明るく、活力ある市民生活を送る手段としてのスポーツ・レクリエーションの推進に関する取り組みを行っています。

### ・成果指標の達成状況（4指標）

目標に向けて上昇しているもの 2指標

うち目標値を達成しているもの 0指標

- ・生涯にわたりスポーツ、レクリエーション活動を行えるような教室等を開催したり、だれもが安心して気軽に利用できるような施設の充実に関する取り組みを行いました。

### 【主な成果】

#### ■週1回以上スポーツ活動をしている市民（20歳以上）の割合

平成21年度 34.2% → 平成26年度 37.9%



## (2) 今後の課題

- 基礎的・基本的な知識や技能をしっかりと定着させ、学んだ知識や技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などの学力を育成する必要があります。
- 激しく変化する社会を生き抜いていく子どもたちが、知(確かな学力)・徳(豊かな心)・体(健やかな体)・コミュニケーションの基礎をしっかりと身につけられるよう、一人一人の「生きる力」を確実に伸ばす教育に取り組んでいく必要があります。
- 社会全体で家庭教育の支援を行っていくため、学校と家庭・地域との連携・協力関係を一層深め、教育を進めていく必要があります。
- 生涯を通じて自らを高め、心豊かな人生を送ることができるよう、生涯学習情報の提供や指導者の養成、学べる環境の整備など、生涯学習推進体制の整備・充実が必要です。
- さまざまな人権問題の解決に向け、市民一人一人の人権意識の高揚のため、様々な機会を活用した啓発が必要です。
- 歴史的、文化的な財産を守り、郷土の歴史文化を後世に伝えていくとともに、文化財の活用を図っていくことが必要です。
- より多くの市民が芸術や文化活動に触れ、楽しみながら活動することができるような機会を提供することが必要です。
- それぞれの体力や年齢、興味・関心に応じて、主体的にスポーツに取り組むことができるような支援を行うことが必要です。
- 市内教育施設の老朽化の進展に伴い、今後の教育施設の在り方について検討する必要があります。

### 第3章 日高市教育の基本的な考え方

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成27年4月に施行されました。今回の改正により、教育委員会制度が大きく改正され、そのポイントの一つとして「教育に関する『大綱』を首長が策定すること」があげられます。

「教育に関する総合的な施策の大綱」とは

- ①教育の目標や施策の根本的な方針
- ②総合教育会議(同じく今回の改正にて新たに設置されることとなったもの)において、  
首長と教育委員会が、協議・調整を行ったうえで首長が作成
- ③首長及び教育委員会は、策定した大綱のもとに、それぞれの所管する事務を執行

本市においては、平成27年8月に第1回目となる総合教育会議を開催し、大綱についての協議・調整を行い、平成27年9月に次頁のとおり大綱を策定いたしました。

この教育振興基本計画の改定にあたっては、前期計画策定時に策定した「日高市教育ビジョン」とこのたび策定した大綱、同時期に策定を進めている「日高市総合計画後期基本計画」と整合を図りながら施策を展開し策定いたしました。

# 日高市教育に関する総合的な施策の大綱

## ○基本理念「まちづくりは、人づくり」

まちづくりの基本は人づくりから、次代を担う子どもたちが、健やかに育ち夢を育み、信頼される人に成長するための教育環境を、地域全体で支えます。

また、生涯学習を振興し、市民の自主的・自発的な学びをまちづくりにつなげ、学んだことを地域で生かせる生涯学習社会を目指します。

## ○基本方針

### 1 確かな学力と自立する力の育成

全ての子どもが社会の一員として活躍できるよう、義務教育修了までに自立して社会で生きていく基礎的な力を身に付けることが重要です。

### 2 豊かな心と健やかな体の育成

将来を担う子どもたちが、多様な経験を通し、他者への思いやりの心や規範意識を持ち、豊かな人間性や社会性を育むことが重要です。

### 3 質の高い学校教育の推進

地域に開かれた学校づくりを進め、地域の理解と協力の下、教職員の資質向上や教育環境の整備などにより、質の高い学校教育を行っていくことが重要です。

### 4 家庭・地域の教育力の向上と連携

家庭の教育力の低下や地域での異年齢交流の低下が指摘されるなど、社会全体で家庭教育の支援を行っていくことが必要です。

## 5 生涯学習の振興と人権教育の推進

身近な場所で誰もが生涯学習をすることができる環境を整えることが大切です。また、地域コミュニティの活性化を図るとともに、人権を尊重した差別のない地域社会の実現に向けた取り組みを行うことが重要です。

## 6 歴史・伝統文化の継承と芸術文化の振興

郷土の歴史文化を後世に伝えていくことは、重要な取り組みの1つです。また、多くの市民が自ら楽しんで芸術文化活動を行うことが必要です。

## 7 生涯スポーツの振興と健康の増進

生涯にわたって健康で明るく、活力ある市民生活を送ることが、個人としても社会的にも意義があります。その手段として、スポーツ・レクリエーションの役割は重要で、より一層の推進が必要です。

平成27年9月

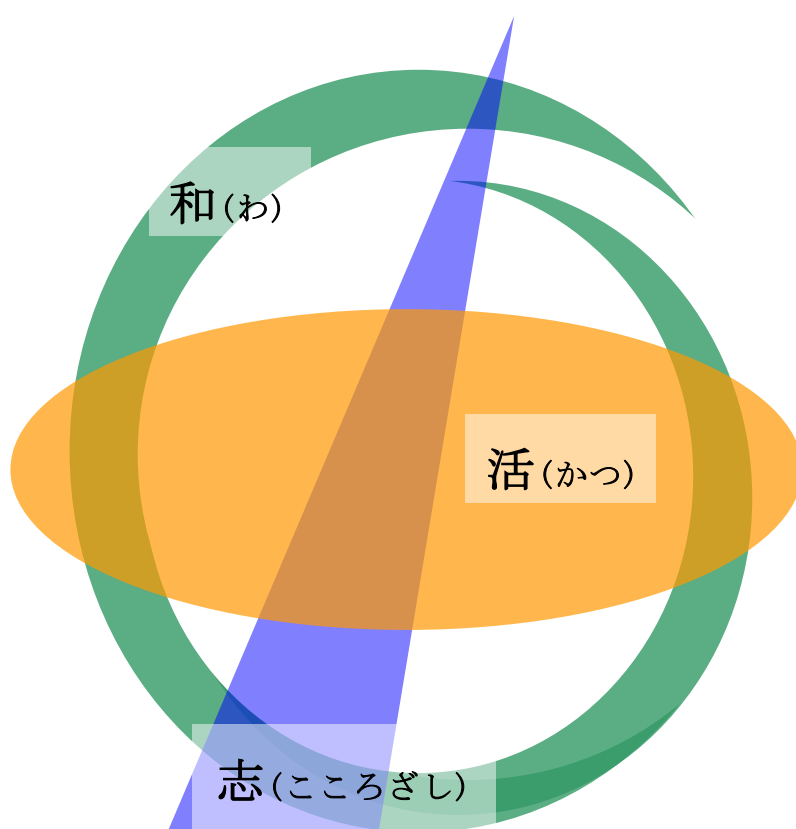
日高市長 谷ヶ崎 照 雄

# 日高市教育ビジョン（平成23年度～平成32年度）

こころざし

わ かつ

## 志のある人を育み 和と活のあるまちを創る日高教育



### 志(こころざし)

夢と希望を持ち、目標に向かって進む姿

### 和(わ)

他人を思いやる気持ちを持ち、平和で調和のとれた姿

### 活(かつ)

主体性を持ち、意欲的に生きる姿

### 施策の展開

- 1 確かな学力と自立する力の育成
- 2 豊かな心と健やかな体の育成
- 3 質の高い学校教育の推進
- 4 家庭・地域の教育力の向上と連携
- 5 生涯学習の振興と人権教育の推進
- 6 歴史・伝統文化の継承と芸術文化の振興
- 7 生涯スポーツの振興と健康の増進

# 日高市教育ビジョンについて

教育の振興を社会全体で進めていくためには、市の目指すべき教育の姿を示し、その実現に向かって家庭・地域・学校・関係機関などが積極的に取り組んでいく必要があります。そのため、この計画書では、平成23年度から平成32年度までの10年間における日高市教育ビジョン（＝日高市の目指すべき教育の姿）を示すことといたしました。

こころざし

わ かつ

志のある人を育み 和と活のあるまちを創る日高教育

## ■ 「志（こころざし）」について

学校教育においては、知・徳・体のバランスの取れた児童生徒を育成し、生きる力を育むことが求められています。また、国の教育振興基本計画では、「義務教育修了までにすべての子どもに自立して社会で生きていく基礎を育てる。」としています。そのためにも、人を思う気持ちを大切にし、夢と希望を持ち、目標に向かって進むという「志（こころざし）」を持つことが大切です。

## ■ 「和（わ）」について

人間関係の希薄化による事件が問題化されている状況で、コミュニケーションを図り、他人を思いやる気持ちを持ち、平和で調和のある人を育むという「和（わ）」が求められています。また、約1400年前に制定されたとされる17条憲法の第1条においても、「和を以て貴しと為し」と明記され、また日本を意味する文字でもあります。

## ■ 「活（かつ）」について

国の教育振興基本計画では、「義務教育後の教育を通じて、社会を支え発展させるとともに国際社会をリードする人材を育てる。」としています。国際社会で活躍できる人材を育成すること、また、高齢化社会においてもすべての人が健康で主体性を持ち学習を通じて意欲的に生きるという「活（かつ）」のある地域社会が求められています。

## 第4章 施策の展開

### (1) 施策の体系

7つの施策（基本目標）から27の施策へと展開し、123の主な取り組みを行います。

#### 1 確かな学力と自立する力の育成（施策5・主な取り組み18）

1) <u>確かな学力の育成</u>	①教科等の指導内容と指導方法の工夫改善 ②少人数指導等によるきめ細かな指導の推進 ③児童生徒の学力向上に向けた取り組みの推進 ④「埼玉県学力・学習状況調査」の活用
2) <u>伝統と文化を尊重し国際性を育む教育の推進</u>	①伝統と文化を尊重する教育の推進 ②国際性を育む教育の推進 ③小学校段階における外国語活動（英語教育）の充実 ④帰国・外国人児童生徒への日本語指導の充実
3) <u>時代の進展に対応する教育の推進</u>	①科学教育の充実 ②情報活用能力の育成 ③環境教育、資源エネルギー教育の推進 ④社会的課題に対応する能力の育成
4) <u>キャリア教育*と職業教育の推進</u>	①発達段階に応じたキャリア教育*の推進 ②職場体験活動等の推進 ③進路指導体制の充実
5) <u>特別支援教育の充実</u>	①共生社会を目指した「多様な学びの場」の充実 ②特別支援教育の体制整備及び充実 ③特別支援教育就学奨励費の支給

#### 2 豊かな心と健やかな体の育成（施策5・主な取り組み21）

1) <u>豊かな心を育む教育の推進</u>	①体験活動の推進 ②道徳教育の充実 ③読書活動の推進 ④環境美化活動の推進 ⑤児童生徒の規律ある態度の育成に向けた取り組みの推進 ⑥ボランティア・福祉教育の推進 ⑦人権教育の推進
2) <u>いじめ及び不登校の防止</u>	①いじめ対策の推進 ②教育相談活動の推進 ③不登校対策の推進 ④学校適応指導教室の充実

3) <u>生徒指導の充実</u>	①積極的な生徒指導の推進 ②非行・問題行動の防止 ③青少年を守るための取り組みの推進
4) <u>学校スポーツ活動の充実と体力向上</u>	①児童生徒の体力向上に向けた取り組みの推進 ②体育的行事の充実 ③運動部活動の充実
5) <u>児童生徒の健康の保持増進</u>	①学校保健の充実 ②食育の推進 ③学校給食の充実 ④性に関する教育と薬物乱用防止教育の推進

### 3 質の高い学校教育の推進（施策4・主な取り組み21）

1) <u>地域に開かれた学校づくりと学校運営の改善</u>	①学校評議員*制度及び学校評価システム*の充実 ②地域に根ざした特色ある学校づくりの推進 ③コスト意識を持った学校運営の推進 ④公開授業及び授業研究の推進 ⑤学校応援団*の推進 ⑥小中学校の連携強化
2) <u>教職員の資質向上</u>	①教職員研修の充実 ②教員免許更新制度の円滑な実施 ③人事評価システム*の充実 ④子どもと向き合う環境づくりの推進 ⑤教職員の心身の健康保持及び増進
3) <u>安心・安全の確保と安全教育の推進</u>	①安全教育の推進 ②危機管理体制の整備 ③家庭・地域と連携した防犯体制の推進 ④不審者情報の共有化
4) <u>学習環境の整備及び充実</u>	①学校施設の整備推進 ②ICT*環境の整備 ③学校図書と学校教材の整備及び充実 ④就学援助費の支給 ⑤高等学校等への進学支援制度の充実 ⑥学校規模の適正化

### 4 家庭・地域の教育力の向上と連携（施策2・主な取り組み12）

1) <u>幼児教育・家庭教育の充実</u>	①幼児教育と小学校教育の連携の推進 ②「早寝早起き朝ごはん運動*」の推進 ③教育相談活動の充実 ④家庭教育学級・講座等の実施 ⑤家庭教育講演会等の開催 ⑥子育てサークル・PTA等への支援
------------------------	--



<u>2) 子どもを育む地域活動の充実</u>	①地域の大人と子どもたちの交流の場づくり ②郷土愛の醸成 ③青少年の健全育成 ④地域での異年齢交流の推進 ⑤ジュニアリーダーの養成 ⑥青少年を守るための取り組みの推進
-------------------------	--

## 5 生涯学習の振興と人権教育の推進 (施策5・主な取り組み23)

<u>1) 生涯学習推進体制の充実</u>	①社会教育関係団体への支援 ②社会教育に係る専門的職員の養成 ③「人づくり」の支援 ④社会教育委員の活動機会の充実 ⑤関係機関等との連携強化 ⑥公共施設規模の適正化
<u>2) 生涯学習機会の充実と学習成果の活用</u>	①生涯学習の推進 ②学習情報の発信 ③生涯学習まちづくり出前講座の充実と活用 ④現代的課題に対応する学習機会の充実
<u>3) 地域の学習拠点としての公民館の充実</u>	①地域課題解決のための事業の実施 ②高齢者の生きがいづくりのための学習機会の充実 ③サークル活動への支援 ④学校と連携した事業等の実施
<u>4) 知の拠点としての図書館の充実</u>	①読書の普及 ②図書館司書の配置とレファレンスサービス*能力の向上 ③図書館の相互利用の促進 ④図書資料の充実と施設の利用改善 ⑤大型活字本・録音図書等の充実 ⑥子どもの読書活動の推進
<u>5) 人権教育の推進</u>	①人権尊重社会及び男女共同参画社会の実現への取り組み ②人権学習・講演会等の開催 ③人権教育の推進

## 6 歴史・伝統文化の継承と芸術文化の振興 (施策3・主な取り組み12)

<u>1) 文化財の保護と活用</u>	①文化財の保護と歴史の継承 ②歴史的遺産の調査 ③高麗郷民俗資料館の運営 ④市のホームページへの指定文化財等の掲載 ⑤埋蔵文化財の発掘調査 ⑥文化財の保護体制の充実
---------------------	---

2) <u>伝統文化と郷土芸能の保護</u>	①伝統行事等実施団体への支援 ②「郷土かるた大会」・「おらが村の相撲大会」の開催支援 ③郷土学習、展示等による郷土意識の高揚
3) <u>芸術文化活動の充実</u>	①優れた芸術文化に直接接する機会の提供 ②自主的な芸術文化活動への支援 ③芸術文化講座・文化祭の開催

## 7 生涯スポーツの振興と健康の増進 (施策3・主な取り組み16)

1) <u>スポーツ・レクリエーションの普及促進</u>	①スポーツ・レクリエーション教室等の開催 ②スポーツ・レクリエーション情報の発信 ③各ライフステージにおけるスポーツ活動の推進 ④高齢者、障がい者のスポーツ・レクリエーション活動の促進 ⑤各種大会の開催・支援 ⑥体育の日に合わせた普及活動の促進 ⑦公民館でのスポーツ・レクリエーション活動の充実
2) <u>スポーツ・レクリエーション活動体制の充実</u>	①スポーツ推進委員の活性化 ②スポーツ・レクリエーション指導者の育成と活用 ③スポーツ・レクリエーション団体の支援・連携 ④総合型地域スポーツクラブ*の設立支援
3) <u>スポーツ・レクリエーション施設の利用促進</u>	①スポーツ・レクリエーション施設の充実 ②スポーツ・レクリエーション施設の相互利用 ③学校体育施設の活用促進 ④スポーツ・レクリエーション施設の整備計画の策定 ⑤北平沢運動場の再整備

## 1 確かな学力と自立する力の育成

少子高齢化の進展や国内外の競争の激化等の中で、全ての子どもが社会の一員として活躍できるよう、義務教育修了までに自立して社会で生きていく基礎的な力を身に付けることが重要です。また、児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かな学習対応を行い、個性を伸ばす教育を進めることも必要です。

### 1) 確かな学力の育成

---

#### ■主な取り組み内容■

- ① **教科等の指導内容と指導方法の工夫改善**（学校教育課）
  - ・学校教育の質的な充実を図るため、授業研究を通して、教科等の指導内容、指導方法の工夫改善を図ります。
- ② **少人数指導等によるきめ細かな指導の推進**（学校教育課）
  - ・教科等の指導や児童生徒指導のための学習支援員を各校に配置し、少人数指導や習熟度別指導等により、児童生徒一人一人にきめ細かな指導を行います。
- ③ **児童生徒の学力向上に向けた取り組みの推進**（学校教育課）
  - ・年間の学習内容の達成度を目標基準に準拠した標準学力検査等に基づいて分析し、学習指導方法の工夫改善に取り組みます。
- ④ **「埼玉県学力・学習状況調査」の活用**（学校教育課）
  - ・埼玉県が実施する「埼玉県学力・学習状況調査」の結果をもとに、児童生徒一人一人の学力・学習意欲を確実に伸ばす学習指導を進めます。

### 2) 伝統と文化を尊重し国際性を育む教育の推進

---

#### ■主な取り組み内容■

- ① **伝統と文化を尊重する教育の推進**（学校教育課）
  - ・小学校中学年の社会科副読本の活用等により、地域社会に関する理解を深め、郷土に対する誇りと愛情を育てるとともに、全ての学年において伝統と文化を尊重する教育を推進します。
- ② **国際性を育む教育の推進**（学校教育課）
  - ・外国人による英語指導や外国語活動支援員の適正配置により、外国語教育の充実を図るとともに、中学生海外派遣事業の実施等により、国際社会で活躍する人材の育成及び国際理解教育を推進します。
- ③ **小学校段階における外国語活動（英語教育）の充実**（学校教育課）
  - ・小学校中・高学年における外国語活動の充実に努めるとともに、低学年においても楽しみながら英語に触れ、外国の生活や文化に慣れ親しむ教育を推進します。

④ **帰国・外国人児童生徒への日本語指導の充実**（学校教育課）

- ・帰国及び外国人児童生徒への日本語指導の充実に努めます。

### 3) 時代の進展に対応する教育の推進

---

■ 主な取り組み内容 ■

① **科学教育の充実**（学校教育課）

- ・小中学校の科学教育において、地域や企業の人材を活用するなど、観察、実験等の指導の充実に努めます。

② **情報活用能力の育成**（学校教育課）

- ・児童生徒の情報活用能力を育成するとともに、情報化社会に対応できる能力を育成します。

③ **環境教育、資源エネルギー教育の推進**（学校教育課）

- ・各教科や総合的な学習の時間などを活用し、学校の教育活動全体を通じた環境教育や資源・エネルギー教育を推進します。

④ **社会的課題に対応する能力の育成**（学校教育課）

- ・学校の教育活動の中で、選挙、納税、献血、ボランティア、福祉などに対する積極的な態度や健全な消費生活を営む態度を養い、社会的課題に対応する能力を育成します。

### 4) キャリア教育\*と職業教育の推進

---

■ 主な取り組み内容 ■

① **発達段階に応じたキャリア教育\*の推進**（学校教育課）

- ・児童生徒が明確な目的意識を持って主体的に自己の進路を選択できる能力を身に付けられるよう、発達段階に応じたキャリア教育\*を推進します。

② **職場体験活動等の推進**（学校教育課）

- ・将来働くことについて意欲や関心が持てるように、学校・地域・企業などが一体となって、職場での体験活動等を推進します。

③ **進路指導體制の充実**（学校教育課）

- ・生徒がより適切で主体的な進路選択を実現できるよう、進路指導體制を充実します。

### 5) 特別支援教育の充実

---

■ 主な取り組み内容 ■

① **共生社会を目指した「多様な学びの場」の充実**（学校教育課）

- ・障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶことを推進するとともに、心のバリアフリー\*を育む交流及び共同学習を充実します。

② 特別支援教育の体制整備及び充実 (学校教育課)

- ・各学校において、特別な教育的支援が必要な児童生徒に対する支援体制を整えるとともに、通級指導教室\*及び院内学級\*の充実を図ります。

③ 特別支援教育就学奨励費の支給 (学校教育課)

- ・特別支援学級の児童生徒の保護者の経済的な負担を軽減するため、特別支援教育就学奨励費を支給します。

## 2 豊かな心と健やかな体の育成

将来を担う子どもたちが、多様な経験を通し、他者への思いやりの心や規範意識を持ち、豊かな人間性や社会性を育むことが重要です。また、豊かな心の基礎となる健康の増進と体力の向上、また、正しい食生活や日常生活を送るということも必要不可欠です。

### 1) 豊かな心を育む教育の推進

---

---

#### ■ 主な取り組み内容 ■

##### ① 体験活動の推進 (学校教育課)

- ・豊かな心を育むため、世代間交流、社会体験、自然体験、農作業体験、職場体験などの体験活動を推進します。

##### ② 道徳教育の充実 (学校教育課)

- ・子どもたちの豊かな心を育み規範意識を高めるため、小中学校において発達段階に応じた道徳教育を推進します。

##### ③ 読書活動の推進 (学校教育課)

- ・小学校における朝の読書の充実など、読書の楽しさを体得させる取り組みを進めるとともに、学校図書ボランティアの養成等により、子どもたちの読書活動を支援します。

##### ④ 環境美化活動の推進 (学校教育課)

- ・学校内外の清掃活動、草花の栽培活動等の奉仕活動、教室や廊下の掲示の充実等の取り組みを通して、情操を高めていきます。

##### ⑤ 児童生徒の規律ある態度の育成に向けた取り組みの推進 (学校教育課)

- ・児童生徒の規律ある態度の育成に向けて、学校における教育活動の工夫改善に取り組みます。

##### ⑥ ボランティア・福祉教育の推進 (学校教育課)

- ・ボランティア、福祉教育に関する教育活動を行うとともに、社会福祉協力校\*として地域福祉活動を積極的に行います。

##### ⑦ 人権教育の推進 (学校教育課) 再掲

- ・学校と連携し、人権作文、人権標語等を通じた人権教育を進めます。

### 2) いじめ及び不登校の防止

---

---

#### ■ 主な取り組み内容 ■

##### ① いじめ対策の推進 (学校教育課)

- ・「いじめ防止基本方針」の着実な推進により、学校や家庭でいじめの早期発見、早期対応に向けた取り組みを行います。また、児童生徒の人権感覚を育成します。

## ②教育相談活動の推進（学校教育課）

- ・教育センターを中心に学校、教育相談室\*、ふれあい相談室\*、スクールカウンセラー\*、スクールソーシャルワーカー\*、臨床心理士等と連携し、教育相談体制を整備し、教育相談活動の推進を図ります。

## ③不登校対策の推進（学校教育課）

- ・不登校の解消に向け、児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かな対応や、未然防止、早期発見の仕組みの充実を図ります。

## ④学校適応指導教室の充実（学校教育課）

- ・学校に行きたくても心理的影響や体調不良により不登校傾向にある児童生徒のため、学校適応指導教室（ユリイカ）\*における学校復帰への指導や支援を推進します。

### 3) 生徒指導の充実

---

#### ■主な取り組み内容■

#### ①積極的な生徒指導の推進（学校教育課）

- ・校内生徒指導体制を確立し、児童生徒一人一人に対する理解に基づいた積極的な生徒指導を推進します。

#### ②非行・問題行動の防止（学校教育課・生涯学習課）

- ・学校・家庭・地域・関係機関が連携して、非行防止や薬物乱用防止教室、情報モラル教育を実施する等、非行及び問題行動の防止に取り組むとともに、地域パトロールや啓発活動を推進します。

#### ③青少年を守るための取り組みの推進（学校教育課・生涯学習課）（再掲）

- ・有害情報などの社会の有害環境から子どもたちを守るための体制を整備するとともに、児童生徒が有害情報に接しないように指導するとともに、保護者をはじめとする関係者への啓発活動を行います。

### 4) 学校スポーツ活動の充実と体力向上

---

#### ■主な取り組み内容■

#### ①児童生徒の体力向上に向けた取り組みの推進（学校教育課）

- ・児童生徒一人一人の体力向上に向けて、学校における教育活動の工夫改善に取り組みます。

#### ②体育的行事の充実（学校教育課）

- ・小学校で業間遊びや業間運動を実施するなど、体力向上の取り組みを工夫して行うとともに、学校体育施設の計画的な整備と適切な活用に努めます。

③運動部活動の充実（学校教育課）

- ・中学校における運動部活動に外部指導者を派遣するとともに、スポーツの専門的な技術指導と生徒の健全育成を図ります。

## 5) 児童生徒の健康の保持増進

---

---

■主な取り組み内容■

①学校保健の充実（学校教育課）

- ・各学校で学校保健計画を作成し、家庭や関係機関と連携を図りながら、基本的な生活習慣を培うとともに、健康管理等により学校保健活動を推進します。

②食育の推進（学校教育課）

- ・子どもたちに望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたる健康づくりの基礎を培うために食育を推進します。

③学校給食の充実（教育総務課）

- ・学校給食の衛生管理を徹底し、安心して安全な学校給食の充実に努めるとともに、地場産物を取り入れるなど内容の充実を図ります。

④性に関する教育と薬物乱用防止教育の推進（学校教育課）

- ・子どもたちの心と体のバランスに配慮した性に関する教育、性感染症の予防と啓発、薬物乱用防止の教育を進めます。



### 3 質の高い学校教育の推進

地域に開かれた学校づくりを進め、地域の理解と協力の下、教職員の資質向上や教育環境の整備などにより、質の高い学校教育を行っていくことが重要です。また、子どもたちにとって安心安全なまちであるために、地域一体となり不審者対策や防犯対策を進めることも大切です。

#### 1) 地域に開かれた学校づくりと学校運営の改善

---

##### ■主な取り組み内容■

- ① **学校評議員\*制度及び学校評価システム\*の充実** (学校教育課)
  - ・学校評議員\*を通して広く外部の意見を聞き学校運営の充実に努めるとともに、学校運営の継続的な改善を行うため、学校評価システム\*の充実に図ります。
- ② **地域に根ざした特色ある学校づくりの推進** (学校教育課)
  - ・家庭、地域及び児童生徒の実態に応じて、創意工夫を生かした、特色ある教育活動及び学校づくりを推進します。
- ③ **コスト意識を持った学校運営の推進** (学校教育課)
  - ・教職員一人一人がコスト意識を持って、効率的な学校運営に取り組みます。
- ④ **公開授業及び授業研究の推進** (学校教育課)
  - ・保護者や地域の方々に授業公開をはじめ、学校運営を公開するとともに、授業研究を通して、分かりやすい授業の展開に努めます。
- ⑤ **学校応援団\*の推進** (学校教育課)
  - ・学校・家庭・地域が一体となった教育を推進するため、多方面にわたる学校応援団\*の活動の支援と充実に図ります。
- ⑥ **小中学校の連携強化** (学校教育課)
  - ・授業公開や連絡会などの相互交流や合同研修会を通して、小中学校の連携強化を図ります。

#### 2) 教職員の資質向上

---

##### ■主な取り組み内容■

- ① **教職員研修の充実** (学校教育課)
  - ・教育センターを中心に各種研修会の実施や、教員の授業力向上のための授業研究を充実させます。

- ② **教員免許更新制度の円滑な実施**（学校教育課）
  - ・該当する教員に対し、教員免許更新を円滑に実施します。
- ③ **人事評価システム\*の充実**（学校教育課）
  - ・人事評価システム\*を充実・活用し、一人一人の教職員の能力を開発・活用し、学校の教育力を高めます。
- ④ **子どもと向き合う環境づくりの推進**（学校教育課）
  - ・学校現場の負担軽減のため、学習支援員等の配置や学校事務の効率化など学校現場の支援を行い、教職員が子どもと向き合う環境づくりを推進します。
- ⑤ **教職員の心身の健康保持及び増進**（学校教育課）
  - ・定期健診等を通して教職員の心身の健康保持・増進に取り組みます。

### 3) 安心・安全の確保と安全教育の推進

---

#### ■ 主な取り組み内容 ■

- ① **安全教育の推進**（学校教育課）
  - ・子どもたちに危機対応能力の基礎を身に付けさせるため、避難訓練や防災教育などの安全教育を計画的に実施します。
- ② **危機管理体制の整備**（学校教育課）
  - ・各学校において、危機管理マニュアルを作成するなど危機管理体制を整備するとともに、教職員に周知徹底を図ります。
- ③ **家庭・地域と連携した防犯体制の推進**（学校教育課）
  - ・家庭、地域、あんしんまちづくり学校パトロール隊\*、スクールガード・リーダー\*、子どもを守る家\*等と連携して、登下校時の指導や防災無線による下校時の呼びかけなど、学校安全・防犯活動を推進します。
- ④ **不審者情報の共有化**（学校教育課）
  - ・不審者情報について、関係機関と連携しながら情報共有を図ります。

### 4) 学習環境の整備及び充実

---

#### ■ 主な取り組み内容 ■

- ① **学校施設の整備推進**（教育総務課）
  - ・既存施設の安全で快適な学習環境の整備を図り教育効果を高めるため、大規模改修工事や施設の状態に応じた適切な修繕・工事等を計画的に行い、老朽化対策や環境に配慮した学校施設の整備と管理を行います。
- ② **ICT\*環境の整備**（教育総務課・学校教育課）
  - ・児童生徒の情報活用能力を育成するとともに、教職員の事務の効率化を図るため、ICT\*環境の整備を計画的に実施します。

- ③ **学校図書と学校教材の整備及び充実**（学校教育課）
- ・教育活動を充実させるため、学校図書館の図書資料と学校教材の整備及び充実を図ります。
- ④ **就学援助費の支給**（学校教育課）
- ・経済的な理由により、就学が困難な児童生徒の家庭に就学援助費を支給します。
- ⑤ **高等学校等への進学支援制度の充実**（教育総務課）
- ・経済的理由により、高等学校や大学等への進学を断念することのないよう、支援する制度を充実します。
- ⑥ **学校規模の適正化**（教育総務課）
- ・子どもが適切な環境で学校生活を送ることができるよう、地域の実情に応じた適正な学校規模についての調査研究を行います。

## 4 家庭・地域の教育力の向上と連携

都市化、核家族化及び地域における地縁的なつながりの希薄化等により、家庭の教育力の低下や地域での異年齢交流の低下が指摘されるなど、社会全体で家庭教育の支援を行っていく必要があります。また、地域の輪を広げ、地域で子どもたちを育てることが求められています。

### 1) 幼児教育・家庭教育の充実

---

#### ■主な取り組み内容■

- ① **幼児教育と小学校教育の連携の推進**（学校教育課）
  - ・小学校単位で幼稚園教員、保育士及び小学校教員との相互交流や合同研修会を行うとともに、幼児と児童の様々な交流活動等を推進します。
- ② **「早寝早起き朝ごはん運動\*」の推進**（学校教育課）
  - ・家庭生活において規則正しい日常生活ができるよう、「早寝早起き朝ごはん運動\*」を推進します。
- ③ **教育相談活動の充実**（学校教育課）
  - ・教育センターにおいて、電話や面接による教育相談を行うとともに、関係機関等と連携し、家庭への支援を行います。
- ④ **家庭教育学級・講座等の実施**（公民館）
  - ・公民館等において、幼児を持つ保護者を対象に、子育てに関する各種講座等を開催するとともに、関係団体と連携し、交流・情報交換の場を提供します。
- ⑤ **家庭教育講演会等の開催**（生涯学習課）
  - ・子育てに関する学習や親子の交流機会を提供するとともに、児童生徒の保護者を対象とした講演会等を開催します。
- ⑥ **子育てサークル・PTA等への支援**（生涯学習課・公民館）
  - ・子育てサークル、PTA等を支援し、家庭教育の充実を図ります。

### 2) 子どもを育む地域活動の充実

---

#### ■主な取り組み内容■

- ① **地域の大人と子どもたちの交流の場づくり**（生涯学習課）
  - ・「放課後子ども教室\*」など、地域の大人と子どもたちが交流できる場を提供し、地域でのコミュニケーションを支援します。
- ② **郷土愛の醸成**（生涯学習課）
  - ・「ひ・まわり探検隊\*」などで市の歴史、文化などを知る機会を提供するとともに、

企業、関係機関、生涯学習実践者等と連携し、「ひ・まわり探検隊\*」事業の充実を図ります。

③ **青少年の健全育成**（生涯学習課）

- ・学校・地域・家庭などが連携した青少年健全育成のための活動を推進するため、青少年育成団体の支援を行うなど、地域で子どもたちを育てる環境の整備を図ります。

④ **地域での異年齢交流の推進**（公民館）

- ・公民館等で合宿通学や青少年を対象とした教室等を開催し、地域での異年齢交流等を通じ青少年の健全育成を図ります。

⑤ **ジュニアリーダーの養成**（生涯学習課）

- ・将来の社会教育リーダーとして活躍するため、ジュニアリーダーを養成します。

⑥ **青少年を守るための取り組みの推進**（学校教育課・生涯学習課）（再掲）

- ・有害情報などの社会の有害環境から子どもたちを守るための体制を整備するとともに、児童生徒が有害情報に接しないように指導するとともに、保護者をはじめとする関係者への啓発活動を行います。

## 5 生涯学習の振興と人権教育の推進

生涯を通じて自らを高め、心豊かな人生を送るために、身近な場所で誰もが生涯学習をすることができる環境を整えることが大切です。また、生涯学習を通じ、地域コミュニティの活性化を図るとともに、人権を尊重した差別のない地域社会の実現に向けた取り組みを行うことが重要です。

### 1) 生涯学習推進体制の充実

---

---

#### ■ 主な取り組み内容 ■

- ① **社会教育関係団体への支援**（生涯学習課）
  - ・ 社会教育関係団体を支援し、自発的な社会教育活動を推進します。
- ② **社会教育に係る専門的職員の養成**（生涯学習課）
  - ・ 社会教育主事、社会教育指導員等の専門的職員を養成します。
- ③ **「人づくり」の支援**（生涯学習課）
  - ・ 地域の課題を地域で解決できることを目的に、「人づくり」に関する講座を実施し、社会教育指導者等を育成します。
- ④ **社会教育委員の活動機会の充実**（生涯学習課）
  - ・ 社会教育委員の活動の機会を増やすとともに、社会教育委員会議の充実を図ります。
- ⑤ **関係機関等との連携強化**（生涯学習課）
  - ・ 学校、市長部局、関係機関、企業等と連携し、各種事業を行います。
- ⑥ **公共施設規模の適正化**（教育総務課）
  - ・ 老朽化している公民館等の公共施設について、老朽化対策を進めるとともに、地域の実情に応じた適正な配置等についての調査研究を行います。

### 2) 生涯学習機会の充実と学習成果の活用

---

---

#### ■ 主な取り組み内容 ■

- ① **生涯学習の推進**（生涯学習課・公民館）
  - ・ 市民のニーズ、時代のニーズに応じた新しい事業を企画するとともに、各種講座、講演会やイベント事業を通じて、各ライフステージにおける市民の生涯学習活動を支援します。
- ② **学習情報の発信**（生涯学習課）
  - ・ 関係団体等と連携し、学習情報や各種講座情報を発信します。

③生涯学習まちづくり出前講座の充実と活用（生涯学習課）

- ・市民指導者のスキルアップを目的に、様々な研修会や講習会に市民指導者を派遣するなど、生涯学習まちづくり出前講座の充実と活用を図ります。

④現代的課題に対応する学習機会の充実（生涯学習課・公民館）

- ・日高ライブリーカレッジ（大学公開講座）などで、現代的課題に対応したテーマを取り上げ、学習機会の充実を図ります。

### 3) 地域の学習拠点としての公民館の充実

---

■主な取り組み内容■

①地域課題解決のための事業の実施（公民館）

- ・地域の課題について把握し、課題解決に取り組めます。

②高齢者の生きがいをづくりのための学習機会の充実（公民館）

- ・地域の高齢者等が自発的に地域社会へ参加できるよう新しい講座を企画するとともに、趣味や教養の向上を通じた高齢者の生きがいをづくりのための講座等の充実に努めます。

③サークル活動への支援（公民館）

- ・公民館登録サークルの公民館事業への参加を支援するとともに、実施した講座からのサークル化\*を推進します。

④学校と連携した事業等の実施（公民館）

- ・学校と連携した事業等を実施します。

### 4) 知の拠点としての図書館の充実

---

■主な取り組み内容■

①読書の普及（図書館）

- ・市民が本に親しみを持つことができるよう、ボランティアと協働しさまざまな事業を開催します。

②図書館司書の配置とレファレンスサービス\*能力の向上（図書館）

- ・図書館司書を配置するとともに職員のレファレンスサービス\*能力の向上を図ります。

③図書館の相互利用の促進（図書館）

- ・近隣市町等と図書館の相互利用を図ります。

④図書資料の充実と施設の利用改善（図書館）

- ・市民ニーズを踏まえ、図書資料の充実と施設の利用改善を図ります。より多くの市民が利用できるよう、開館時間を見直します。

⑤ 大型活字本・録音図書等の充実（図書館）

- ・ 高齢者や障がい者が利用しやすいよう大型活字本や録音図書等の充実を図ります。

⑥ 子どもの読書活動の推進（図書館）

- ・ 児童書の充実やおはなし会、企画展、学校訪問、布の絵本作成等を行い、子どもの読書活動の推進を図ります。

## 5) 人権教育の推進

---

### ■ 主な取り組み内容 ■

① 人権尊重社会及び男女共同参画社会の実現への取り組み（生涯学習課）

- ・ 市長部局、関係団体等と連携し、人権尊重社会及び男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めます。

② 人権学習・講演会等の開催（生涯学習課）

- ・ 多様な人権問題や新たな人権問題に対応するための人権学習・講演会等を開催します。

③ 人権教育の推進（学校教育課）再掲

- ・ 学校と連携し、人権作文、人権標語等を通じた人権教育を進めます。



## 6 歴史・伝統文化の継承と芸術文化の振興

歴史的、文化的な財産を守り、郷土の歴史文化を後世に伝えていくことは、郷土の意識を高めるためにも重要な取り組みの1つです。また、芸術文化活動を推進し、より多くの市民が芸術や文化的な活動に触れ、自ら楽しんで芸術文化活動を行うことが求められています。

### 1) 文化財の保護と活用

---

---

#### ■主な取り組み内容■

##### ①文化財の保護と歴史の継承 (生涯学習課)

- ・歴史的、文化的価値のある貴重な文化財を次世代に伝えるため、文化財の指定を行うとともに、指定文化財の保護・修理・修復を行います。

##### ②歴史的遺産の調査 (生涯学習課)

- ・市内に所在する歴史的遺産を調査し、資料の整理、保管、活用など、次世代への継承に努めます。

##### ③高麗郷民俗資料館の運営 (生涯学習課)

- ・高麗郷民俗資料館において常設展示や企画展による資料の紹介を行い、文化財保護意識の啓発に努めます。

##### ④市のホームページへの指定文化財等の掲載 (生涯学習課)

- ・市のホームページに指定文化財等を掲載し、日高の歴史、文化財の情報を発信します。

##### ⑤埋蔵文化財の発掘調査 (生涯学習課)

- ・埋蔵文化財の発掘調査を実施し、開発により失われる郷土の歴史を記録保存します。

##### ⑥文化財の保護体制の充実 (生涯学習課)

- ・文化財の保護と活用をするための組織と専門職員の充実を図ります。

### 2) 伝統文化と郷土芸能の保護

---

---

#### ■主な取り組み内容■

##### ①伝統行事等実施団体への支援 (生涯学習課)

- ・伝統行事等を行っている団体を支援し、後継者を育成します。

##### ②「郷土かるた大会」・「おらが村の相撲大会」の開催支援 (生涯学習課)

- ・子ども会育成連絡協議会が主催する「郷土かるた大会」、「おらが村の相撲大会」の開催を支援します。

- ③郷土学習、展示等による郷土意識の高揚（学校教育課・生涯学習課・図書館）
- ・郷土の偉人・風習に関する郷土学習や展示、図書館における郷土資料の充実、学校の郷土室等の活用を図り、郷土意識を高めます。

### 3) 芸術文化活動の充実

---

#### ■主な取り組み内容■

- ①優れた芸術文化に直接接する機会の提供（生涯学習課）
- ・文化体育館等を活用し、優れた芸術文化に直接接する機会を提供します。
- ②自主的な芸術文化活動への支援（生涯学習課）
- ・芸術文化活動の発表の場を設けることや、芸術文化活動団体への支援等の方法により、市民の自主的・自発的な活動を支援します。
- ③芸術文化講座・文化祭の開催（公民館）
- ・身近な公民館で芸術文化講座、文化祭を開催します。

## 7 生涯スポーツの振興と健康の増進

生涯にわたって、健康で明るく、活力ある市民生活を送ることが、個人として大きな意義があると同時に、社会的にも意義があります。このような社会を形成するための手段として、スポーツ・レクリエーションの役割は重要で、より一層の推進が必要とされています。

### 1) スポーツ・レクリエーションの普及促進

---

#### ■主な取り組み内容■

- ① **スポーツ・レクリエーション教室等の開催**（生涯学習課）
  - ・生涯にわたりスポーツ・レクリエーションを行えるよう多様な教室等を開催します。
- ② **スポーツ・レクリエーション情報の発信**（生涯学習課）
  - ・関係団体等と連携し、スポーツ・レクリエーション情報を発信します。
- ③ **各ライフステージにおけるスポーツ活動の推進**（生涯学習課）
  - ・子どもから高齢者までの各ライフステージにおけるスポーツ活動を推進します。
- ④ **高齢者、障がい者のスポーツ・レクリエーション活動の促進**（生涯学習課）
  - ・高齢者、障がい者のスポーツ・レクリエーション活動を促進します。
- ⑤ **各種大会の開催・支援**（生涯学習課）
  - ・各種大会の開催や支援を行い、スポーツ・レクリエーションの普及促進を図ります。
- ⑥ **体育の日に合わせた普及活動の促進**（生涯学習課）
  - ・体育の日に合わせ、スポーツ・レクリエーション活動の普及促進を図ります。
- ⑦ **公民館でのスポーツ・レクリエーション活動の充実**（公民館）
  - ・身近な公民館でスポーツ・レクリエーション教室、健康増進の教室、体育祭を開催します。

### 2) スポーツ・レクリエーション活動体制の充実

---

#### ■主な取り組み内容■

- ① **スポーツ推進委員の活性化**（生涯学習課）
  - ・スポーツ推進委員の資質向上と活動の活性化を図ります。
- ② **スポーツ・レクリエーション指導者の育成と活用**（生涯学習課）
  - ・スポーツ・レクリエーションの指導者を育成し、その活用を図ります。

- ③ **スポーツ・レクリエーション団体の支援・連携**（生涯学習課）
  - ・スポーツ・レクリエーション団体を支援するとともに連携し、自発的なスポーツ・レクリエーション活動を推進します。
- ④ **総合型地域スポーツクラブ\*の設立支援**（生涯学習課）
  - ・総合型地域スポーツクラブ\*の設立支援を行います。

### 3) スポーツ・レクリエーション施設の利用促進

---

#### ■ 主な取り組み内容 ■

- ① **スポーツ・レクリエーション施設の充実**（生涯学習課）
  - ・市民がいつでも運動ができる環境を整え、だれもが安心して気軽に利用できるようスポーツ・レクリエーション施設を充実します。
- ② **スポーツ・レクリエーション施設の相互利用**（生涯学習課）
  - ・近隣市町等とスポーツ・レクリエーション施設の相互利用を図ります。
- ③ **学校体育施設の活用促進**（生涯学習課）
  - ・学校体育施設（夜間照明施設・学校開放体育館）の活用を促進します。
- ④ **スポーツ・レクリエーション施設の整備計画の策定**（生涯学習課）
  - ・スポーツ・レクリエーション施設の長期的な整備計画を定めます。
- ⑤ **北平沢運動場の再整備**（生涯学習課）
  - ・県道整備に伴い、北平沢運動場を再整備します。

## (2) 指標一覧

施策を進めるに当たって、成果を明らかにするため、具体的な指標を掲げることとしました。なお、太枠になっているものは、総合計画にも掲載されているものです。

### 1 確かな学力と自立する力の育成

成果指標（指標の算出方法・説明又は出典）		実績値	目標値 H32
少人数指導の実施 「算数・数学」で少人数指導を実施した時数	小学校	59.3時間(H26)	65時間
	中学校	43.0時間(H26)	65時間
学力定着度 「CRT」*において、小学校4～6年で評定が2,3の児童、中学校1～3年で評定が3,4,5の生徒の割合	小学校	—	80%
	中学校	—	70%
家庭学習の習慣化 家庭で毎日1時間以上復習や予習をしている割合	小学校	44.4%(H25)	80%
	中学校	78.4%(H25)	85%
埼玉県学力学習状況調査の教科に関する調査を実施し、県平均を上回った学校数の割合		41.7%(H25)	70%

### 2 豊かな心と健やかな体の育成

成果指標（指標の算出方法・説明又は出典）		実績値	目標値 H32
規範意識の定着度 「埼玉県学力・学習状況調査」における質問紙調査において、小学校4～6年36項目、中学校1～3年36項目において、それぞれ80%以上達成した割合	小学校	86.1%(H27)	90%
	中学校	86.1%(H27)	90%
体力の向上 新体力テスト*において、5段階絶対評価で上位3ランク(A・B・C)の児童生徒の割合	小学校	77.4%(H26)	80%
	中学校	85.3%(H26)	87%
食育の推進 栄養教諭による「食に関する指導」授業時数	小学校	159時間(H26)	240時間
	中学校	22時間(H26)	45時間
給食実施日のうち、日高市産や埼玉県産の食材を使用した日の割合		18.9%(H26)	55%

学校適応指導教室*在籍児童生徒のうち、年度末に学校適応指導教室*から学校へ復帰できた割合	60% (H25)	70%
刑法犯少年の人口比 少年人口1,000人当たりの刑法犯少年の人数 (埼玉県警察少年非行白書より)	7.4人 (H25)	6.0人

### 3 質の高い学校教育の推進

成果指標 (指標の算出方法・説明又は出典)	実績値	目標値 H32	
専門性の高い教育講演会、研修会への参加者の市内小中学校教員数に対する割合	68.2% (H26)	70%	
外国語活動研修会に参加経験のある小学校教員の割合	74.9% (H26)	85%	
ソーシャルスキルトレーニング*研修会への全教員に対する参加経験者数の割合	30% (H25)	60%	
カウンセリング中級研修会に参加経験のある教員の割合	小学校	19.3% (H26)	30%
	中学校	24.1% (H26)	30%
学校図書館図書標準 (H5.3.29文部省通知による) による標準冊数に対する割合	96% (H26)	100%	
負傷事故発生件数 小中学校の既存施設 (付帯設備を含む) の故障による負傷事故の発生件数	0件 (H26)	0件	

### 4 家庭・地域の教育力の向上と連携

成果指標 (指標の算出方法・説明又は出典)	実績値	目標値 H32
幼児教育との連携 保育所、幼稚園、小学校の合同研修会の実施	2校 (H27)	6校
幼児教育との連携 幼児の学校見学・体験入学の実施	4校 (H26)	6校
放課後子ども教室開設校数	5か所 (H25)	6か所
市内児童数に占めるひ・まわり探検隊参加者数の割合	19.5% (H25)	20.0%
ジュニアリーダー研修参加者数	19人 (H26)	25人

## 5 生涯学習の振興と人権教育の推進

成果指標（指標の算出方法・説明又は出典）	実績値	目標値 H32
1年間で市の講座等を利用して生涯学習活動をした市民（20歳以上）の割合	18.3% (H26)	30.0%
生涯学習情報提供数	79回(H26)	80回
生涯学習まちづくり出前講座の市民編の講師登録者数	59人(H26)	70人
「生涯学習まちづくり出前講座」を利用した人の年間延べ人数	1,253人(H25)	1,500人
現代的課題に即した講座等への参加者数	889人(H26)	1,000人
市民一人当たりの貸出冊数（視聴覚資料を除く。）	4.01点(H26)	5.44点
登録児童一人当たりの児童書貸出冊数（視聴覚資料を除く。）	21.9点(H26)	37.9点
全ての図書館催事の参加率 各種講座、教室、映画会の募集人数に占める参加者数の割合	106%(H26)	100%
人権講演会等への年間延べ参加者数	1,129人(H26)	1,400人

## 6 歴史・伝統文化の継承と芸術文化の振興

成果指標（指標の算出方法・説明又は出典）	実績値	目標値 H32
民俗資料館の年間入館者数	9,831人(H25)	11,000人
市美術展の作品数	195点(H25)	200点
市美術展の入場者数	983人(H25)	1,000人

## 7 生涯スポーツの振興と健康の増進

成果指標（指標の算出方法・説明又は出典）	実績値	目標値 H32
週1回以上スポーツ活動をしている市民（20歳以上）の割合	37.9%	41.7%
スポーツ大会等参加人数 健康スポーツ教室や各種スポーツ大会に参加した人の年間延べ人数	3,249人 (H25)	4,000人
市民プール利用人数	6,930人(H26)	8,000人
夜間照明施設利用人数	731人(H26)	1,000人

学校開放体育館利用人数	35,331人 (H26)	50,000人
日高総合公園（スポーツ施設）利用人数	37,861人 (H26)	50,000人
文化体育館「ひだかアリーナ」利用人数	130,827人 (H26)	150,000人



## 第5章 計画の実現に向けて

### (1) 市民とともに取り組む視点『市民による協働の指針』

日高市総合計画後期基本計画において示された「市民による協働の指針」(○の標記)とともに、日高市教育ビジョン(日高市の目指すべき教育の姿)を達成するための市民の方々に望まれる行動(●の標記)を示しました。

#### 1 確かな学力と自立する力の育成

- 学校での学習効果を高めるため、授業の予習や復習など家庭での学習が積極的に行えるよう協力します。
- 社会科や総合的な学習の時間で地域学習等を行う際に、必要な支援と協力をします。

#### 2 豊かな心と健やかな体の育成

- 子どもたちが身近な自然に触れ合いながら、仲間づくりをしていくことができるような機会を設けます。
- 子どもたちが中心となり取り組める環境などを整えます。
- 各家庭で子どもと良好なコミュニケーションを持ち、いじめ等を発見した場合は、早急に学校へ連絡します。
- 学校と連携し、家庭生活において、子どもたちが規則正しい生活を送り、バランスの取れた食生活と運動を行うよう心がけます。

#### 3 質の高い学校教育の推進

- 学校応援団\*への加入など、学校への理解と支援、協力を行います。
- あんしんまちづくり学校パトロール隊\*や子どもを守る家\*の趣旨に賛同し参加するなど、地域において子どもの安全対策に協力するとともに、不審者を発見した場合は、関係機関へ通報をします。

#### 4 家庭・地域の教育力の向上と連携

- 学校の先生が教育指導に専念できるよう、地域で担えることは地域で行うなど、子どもたちの教育を地域でサポートします。
- 地域の方から子どもたちへ地域の歴史や文化を正しく伝え、自然と触れ合える機会を充実させるなど、学校と地域との連携を強化します。
- 地域住民と子どもたちとが一緒に過ごせる場を設け、コミュニケーションを深めるとともに、子どもたちの心のケアを図ります。

- 子どもの教育において家庭で果たすべき役割を認識するとともに、子どもが基本的な生活習慣と規則正しい生活を身に付けられるようにします。
- 子ども会等の地域活動に積極的に参加するとともに、地域の子どもたちに声掛けやあいさつを行い、地域で子どもたちを見守り、育てます。

## 5 生涯学習の振興と人権教育の推進

- 市から提供される情報等を活用し、生涯学習活動やスポーツ活動、ボランティア活動に積極的に参加します。
- 生涯にわたり、学習することを通じて自己の内面を磨き、豊かな人生を送るとともに、その成果を地域社会や社会貢献に生かします。
- 人権学習や講演会などに積極的に参加し、人権について正しい理解と認識を深め、日常生活で実践します。

## 6 歴史・伝統文化の継承と芸術文化の振興

- 市や地域の伝統行事や文化活動に積極的に参加します。
- 地域ごとにある日高市の特産物を各自治会やボランティアグループで調査し、多くの方にPRします。
- 市の歴史、文化財、民俗などを学び、郷土に対する理解と愛着を持つとともに、これを継承するための取り組みに参加します。
- 自ら楽しんで芸術や文化的な活動を行うとともに、公民館等で開催する芸術文化活動やサークル活動に積極的に参加します。

## 7 生涯スポーツの振興と健康の増進

- 市から提供される情報等を活用し、生涯学習活動やスポーツ活動、ボランティア活動に積極的に参加します。（再掲）
- スポーツ・レクリエーション活動に自ら積極的に参加し、地域コミュニティの輪を広げます。
- 競技スポーツだけでなく、生涯にわたり楽しんでスポーツを行い、健康で生き生きとした生活を送ります。

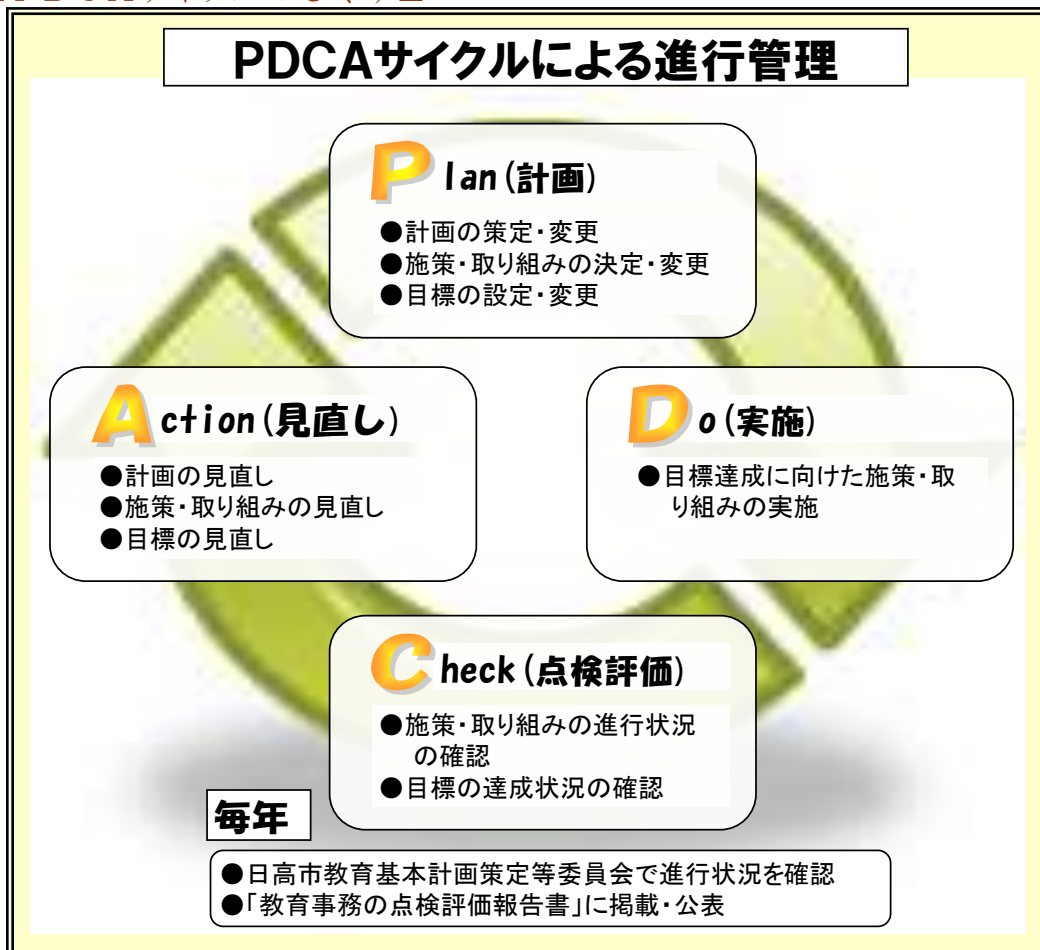
## (2) 計画の進行管理

計画を着実に進めていくためには、毎年、計画に位置付けられた施策・取り組みが予定どおり実施されているか、目標の達成状況や事業成果はどうだったかなどを確認・評価することが重要です。また、時代の流れの変化や施策・取り組みの評価を踏まえ、常に計画を見直していくことも必要です。

このことから「計画(Plan)・実施(Do)・点検評価(Check)・見直し(Action)」からなるPDCAサイクルによる進行管理を行うこととしました。

計画の策定及び点検評価に当たっては、市民の声を反映するため、市民公募を含んだ「日高市教育振興基本計画策定等委員会」を設置し、計画案に対する意見や計画の進行状況の確認をすることとしています。この委員会による進行状況の確認は「教育事務の点検評価報告書」をはじめ、事務事業評価や決算関連書籍等を使用し、計画の進行状況等に関するご意見をいただくこととします。

### ■ PDCAサイクルのしくみ ■



※ 「教育事務の点検評価報告書」・・・地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、毎年、教育委員会が作成、議会へ提出、公表する報告書

## 第6章 資料

### (1) 関係法令等

#### 教育基本法（抄）

##### （教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

#### 日高市教育振興基本計画策定要綱

##### （趣旨）

第1条 この要綱は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づく日高市教育振興基本計画（以下「計画」という。）の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

##### （策定等委員会の設置）

第2条 計画の策定及び進行管理を行うため、日高市教育振興基本計画策定等委員会（以下「策定等委員会」という。）を置く。

##### （所掌事務）

第3条 策定等委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定及び変更に係る調査及び審議に関すること。
- (2) 計画の進行状況の確認に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画に係る必要な事項に関すること。

##### （組織）

第4条 策定等委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会の議決を経て、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 市民

3 教育委員会は、前項第5号に掲げる者のうちから委員を委嘱する場合は、公募す

るものとする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(会長)

第6条 策定等委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、策定等委員会の事務を掌理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 策定等委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

(関係職員の出席等)

第8条 策定等委員会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は関係職員から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 策定等委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部教育総務課において処理する。

(計画の公表)

第10条 計画を定め、又はこれを変更したときは、速やかに次に掲げる方法により公表するものとする。

(1) 日高市公告式条例（昭和30年条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示する方法

(2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

(3) 日高市行政情報コーナー要綱（平成17年告示第230号）に規定する行政情報コーナーにおいて閲覧に供する方法

(進行状況の確認)

第11条 策定等委員会は、毎年、計画の進行状況の確認を行うものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

## (2) 策定経緯

平成27年8月	総合教育会議開催
平成27年9月	教育に関する総合的な施策の大綱の策定
平成28年1月	策定等委員会の開催
平成28年1月	教育委員会会議で中間報告
平成28年2月	市民コメント*の実施（市民コメントの件数 3件）
平成28年3月	策定等委員会の開催
平成28年3月	教育委員会会議で計画決定
平成28年3月	関係機関等への計画書の配布及び計画書の公表

## (3) 委員名簿

職	氏名	選出区分等
会長	中山 貞男	学識経験者
職務代理	小鹿野 敬巳	学校教育関係者
	小熊 裕 (H27.5～)	学校教育関係者
	柴崎 信明 (～H27.4)	
	安田 文子	社会教育関係者
	荻巢 昭子	社会教育関係者
	井上 三枝	家庭教育関係者
	北川 年和	家庭教育関係者
	佐藤 節子	学識経験者
	平田 保	公募による市民

任期：平成26年8月1日から平成28年7月31日まで

## (4) 用語集

行	用語等	意味	ページ
あ	I C T	Information and Communication Technologyの略で、情報や通信に関する技術の総称のこと。	14・24
	あんしんまちづくり学校パトロール隊	地域における児童生徒の犯罪被害を防ぐため、地域住民、健全育成の会、P T A、教職員等により編成された防犯活動を行う組織のこと。	24・39
	院内学級	入院中の病弱児等に対し教育を受ける機会を提供するため、埼玉医科大学国際医療センター内に設置された高麗川小学校特別支援学級の分教室のこと。	19
か	学校応援団	学校における学習活動、安全確保、環境整備などについて、ボランティアとして協力・支援を行う保護者、地域住民による活動組織のこと。	14・23 39
	学校適応指導教室（ユリイカ）	学校生活に不適応を起こし、長期欠席状態にある児童生徒に対し、教育相談を中心とした自立への援助を通して、学校への復帰を目指している教室（日高市生涯学習センター2階）のこと。	21・36
	学校評価システム	学校が教育活動の重点目標やその実現のための具体的方策を定め、その実施結果や達成状況について検証・評価を行い、更にこれを外部に公表することにより説明責任を果たし、学校運営の改善を図る仕組みのこと。	14・23
	学校評議員	地域の方々の意見を聞き、開かれた学校づくりを進めるため、校長の求めに応じて学校運営に関し意見を述べる者のこと。	14・23
	キャリア教育	望ましい勤労観、職業観及び職業に関する知識や技術を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のこと。	13・18
	教育相談室	幼児、児童生徒の教育上の問題や本人、保護者、教職員の教育相談（電話又は面接）を行う相談室（日高市生涯学習センター2階）のこと。	21
	教育に関する3つの達成目標	「学力」（＝知）、「規律ある態度」（＝徳）、「体力」（＝体）の3分野について、小中学校の各学年で確実に身に付けさせたい基礎的・基本的内容を、具体的な目標として定めたもののこと。	4
	グローバル化	物事の規模が国家の枠組みを超えて、地球的規模に拡大すること。	1

行	用語等	意味	ページ
か	講座からのサークル化	公民館が主催する講座に参加し、それをきっかけに参加者がサークルを立ち上げるようになること。	29
	心のバリアフリー	偏見や先入観といった意識が取り除かれた心の状態のこと。	18
	子どもを守る家	子どもが犯罪に巻き込まれそうになったときに、駆け込むことができる緊急避難所として学区ごとに指定した住宅・商店等のこと。	24・39
さ	CRT	学校で教える目標、内容に沿って、年間の学習内容がどの程度理解できているか測るためのテスト。	35
	市民コメント	日高市市民参加条例に明記された市民参加手続の方法の1つで、計画策定の案の段階で、その案を公表し、市民からの意見の提出を求め、その意見に対する考え等を公表する方法のこと。	2
	社会福祉協力校	市の社会福祉協議会と協力し、社会福祉活動や地域福祉活動に積極的に取り組む学校のこと。	20
	人事評価システム	年度当初に教職員自らが掲げた目標についての達成状況及び職務遂行の過程で発揮された能力や執務姿勢を総合的に評価し、資質能力の向上を図る仕組みのこと。	14・24
	新体力テスト	文部科学省が平成11年度の体力・運動能力調査から導入した新たな体力テストのこと。	3・4 35
	スクールガード・リーダー	学校等を巡回し、学校安全体制及び学校安全ボランティアの活動に対して専門的な指導を行う者のこと。	24
	スクールカウンセラー	学校において、児童生徒の悩みや問題を聞き、指導助言を行う専門職のこと。	21
	スクールソーシャルワーカー	関係機関等とのネットワークを活用して、問題を抱える児童生徒に支援を行う専門職のこと。	21
	総合型地域スポーツクラブ	学校体育施設や公共体育施設等を拠点とし、多世代・多志向で構成し、地域住民が主体となって運営する形態のスポーツクラブのこと。	16・34
	ソーシャルスキルトレーニング	児童・生徒が対人関係や集団行動を上手に営むことができるように、言語的・非言語的な対人行動の技能を適切に習得することを目的とした訓練のこと。	36
た	通級指導教室	小中学校の通常の学級に在籍している軽度の障がいのある児童生徒に対して、各教科等の指導を通常の学級で行いながら、障がいによる困難の改善・克服のために特別の指導を行う教室のこと。	19



行	用語等	意味	ページ
な	ニート	年齢 15 歳から 34 歳までの非労働力人口（就業者と完全失業者以外の者）のうち、家事も通学もしていない人のこと。	1
は	早寝早起き朝ごはん運動	家庭における食事や睡眠など基本的な生活習慣の重要性を普及するため、文部科学省が中心となり進めている運動のこと。	14・26
	ひ・まわり探検隊	「ひ」だか市をみんなでよく見て「まわり」、市内を良く知ってもらうため、市内に在住・在学する小学生を対象として夏休みに行う探検、体験教室等の事業のこと。	5・26 27
	ふれあい相談室	相談員を配置し、児童生徒の悩みや問題を聞き、問題解決の手助けをするため、各中学校に置かれる相談室のこと。	21
	放課後子ども教室	全ての子どもを対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の参画を得て子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う教室のこと。	5・26
ら	レファレンスサービス	図書館において、必要な情報・資料などを求めた際に、職員が情報や必要な資料を検索し、提供等する業務のこと。	15・29

## (5) 計画策定に係る市民コメント

コメント（要旨）	回答
<p>いじめ問題について 教育委員会が全力を挙げて取り組み対応していくこと。この計画により日高からいじめが一掃されるような絶大なる効果は発揮されることを期待する。</p>	<p>教育委員会と各学校が連携し、いじめ問題の根絶に向け努力しております。今後もこの計画を踏まえて様々な事業を展開し、問題解決に向けて努力してまいります。</p>
<p>施策の大綱について 基本理念を受け「人権教育」を1番目に示していくべきではないか。</p>	<p>大綱に示した各項目はいずれも重要な施策であり、順位付けするものではありません。人権問題の解決が重要な施策でありますので、計画を踏まえて様々な事業を展開する中で、問題解決に向けて努力してまいります。</p>
<p>策定等委員会について 「社会教育の関係者」について、社会教育委員の中から選出してはどうか。</p>	<p>現在の委員の人選については、社会教育活動を行う団体からご推薦いただいております。広くご意見をお伺いするために、できるだけ幅広い社会教育関係者から選出するよう努めております。</p>



市のマスコットキャラクター  
くりっかー&くりっぴー

## 日高市教育振興基本計画

(平成28年度～平成32年度)

編集・発行 日高市教育委員会

〒350-1292 埼玉県日高市大字南平沢1020番地

TEL 042-989-2111 (代表)